

株式交換に関する事後開示書面
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2024年12月2日

鈴与シンワート株式会社

2024年12月2日

株式交換に関する事後開示事項

東京都港区芝四丁目1番23号
鈴与シンワート株式会社
代表取締役 徳田 康行

大阪府大阪市中央区南本町三丁目1番12号
カネセ中央ビル8F
株式会社インタークエスト
代表取締役 岩松 教雄

鈴与シンワート株式会社(以下「鈴与シンワート」といいます。)及び株式会社インタークエスト(以下「インタークエスト」といいます。)は、2024年11月8日付株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2024年12月2日を効力発生日として、鈴与シンワートを株式交換完全親会社、インタークエストを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2024年12月2日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第 784 条の2の規定による請求を行ったインタークエストの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

インタークエストは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2024年11月11日付でインタークエストの株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である鈴与シンワートの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行ったインタークエストの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

鈴与シンワートは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

鈴与シンワートは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2024年11月11日付で本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるインタークエストの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、鈴与シンワートは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により鈴与シンワートに移転したインタークエストの株式の数は、本株式交換により鈴与シンワートがインタークエストの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のインタークエストの発行済株式総数から鈴与シンワートが所有するインタークエストの株式の数を除外した 448,000株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- （1）鈴与シンワートは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を鈴与シンワートに通知した鈴与シンワートの株主はおりませんでした。
- （2）インタークエストは、会社法第783条第1項の規定により、2024年11月25日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- （3）鈴与シンワートは、本株式交換により、基準時のインタークエストの株主（ただし、鈴与シンワートを除きます。）に対して、その所有するインタークエストの普通株式1株につき鈴与シンワートの普通株式 0.605株の割合をもって、鈴与シンワートの普通株式を割当交付いたしました。なお、鈴与シンワートが割当交付した鈴与シンワートの普通株式の合計は271,040株であり、そのすべてを鈴与シンワートが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- （4）本株式交換に伴い増加した鈴与シンワートの資本金及び準備金は、以下のとおりです。
- ① 資本金 ：0円
 - ② 資本準備金：会社計算規則第 39 条に従い鈴与シンワートが別途定める額
 - ③ 利益準備金：0円

以 上